

先進安全自動車(ASV)の取得に係る特例措置

○平成24年度税制改正

衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車を対象に特例措置を創設

	自動車重量税	自動車取得税
	50%軽減	取得価額から350万円控除
・車両総重量8トンを超える貨物車(トラクタ除く) ・車両総重量13トンを超えるトラクタ	・車両総重量22トンを超える貨物車 ・車両総重量13トンを超えるトラクタ 平成24年5月1日～平成26年10月31日 ・車両総重量8トンを超え22トン以下の貨物車 平成24年5月1日～平成27年4月30日	・車両総重量22トンを超える貨物車 ・車両総重量13トンを超えるトラクタ 平成24年4月1日～平成26年10月31日 ・車両総重量8トンを超え22トン以下の貨物車 平成24年4月1日～平成27年3月31日

○平成25年度税制改正要望

ASV装置を搭載したバスを税制特例の対象に追加するための拡充要望

	自動車重量税	自動車取得税
	50%軽減	取得価額から350万円控除
・車両総重量5トンを超える立席なしのバス	・車両総重量12トンを超えるバス 平成25年5月1日～平成27年4月30日 (義務化の時期により前倒し) ・車両総重量5トンを超え12トン以下のバス 平成25年5月1日～平成27年4月30日	・車両総重量12トンを超えるバス 平成25年4月1日～平成27年3月31日 (義務化の時期により前倒し) ・車両総重量5トンを超え12トン以下のバス 平成25年4月1日～平成27年3月31日